

(令和5年1月変更)

# ぐんま快疎化アクションプラン

令和4年3月

群馬県

# 目 次

1	ぐんま快疎化アクションプランの策定にあたって	P. 1
2	基本的な事項	P. 2
3	分野別事業	P. 5
1	移住・定住促進、地域間交流の促進、人材育成	P. 5
2	産業の振興	P. 9
3	情報化の促進	P. 24
4	交通施設の整備、移動手段の確保	P. 26
5	生活環境の整備	P. 34
6	子育て環境の確保、高齢者等の保健福祉の向上及び増進	P. 38
7	医療の確保	P. 41
8	教育の振興	P. 44
9	集落の整備	P. 45
10	地域文化の振興・活用等	P. 48
11	再生可能エネルギーの利用推進	P. 50
12	その他地域の持続的発展に関し必要な事項	P. 52
13	過疎市町村相互間の連絡調整、人的及び技術的援助その他必要な援助	P. 55

# 1 ぐんま快疎化アクションプランの策定にあたって

## 1 策定の趣旨

ぐんま快疎化アクションプランは、過疎地域の持続的発展に関する特別措置法（令和3年法律第19号。以下、「法」という。）第9条の規定に基づき策定する群馬県過疎地域持続的発展計画です。「ぐんま快疎化リーディングプラン（群馬県過疎地域持続的発展方針）」に基づき、県が過疎地域及び特定市町村に対して実施する過疎対策事業の計画を定めたものです。

## 2 対象地域

本計画は、過疎地域及び特定市町村を対象地域とします。

過疎地域とは、法第2条第1項又は第3条第1項若しくは第2項の規定による要件を満たし、第2条第2項の規定により公示された団体です。本県では、令和4年4月1日現在、次の13市町村（4市6町3村）が公示されています。

- ①桐生市（旧桐生市、旧黒保根村の区域）
- ②沼田市（旧利根村の区域）
- ③渋川市（旧赤城村、旧小野上村、旧伊香保町の区域）
- ④みどり市（旧大間々町、旧（勢）東村の区域）
- ⑤神流町
- ⑥下仁田町
- ⑦南牧村
- ⑧中之条町
- ⑨長野原町
- ⑩高山村
- ⑪東吾妻町
- ⑫片品村
- ⑬みなかみ町

特定市町村とは、法附則第5条又は附則第7条に規定する特定市町村として、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法施行令（令和3年政令第137号）附則第3条第1項の規定により公示された団体です。本県では、令和3年4月1日現在、次の4市村（2市2村）が公示されています。

①高崎市（旧倉渕村の区域）

②藤岡市（旧鬼石町の区域）

③上野村

④嬭恋村

なお、本計画においては、特別な記載が無い限り、「過疎地域」という文言には特定市町村も含めるものとします。

## 2 基本的な事項

### (1) 持続的発展の基本方針

次のとおり過疎地域が目指す将来像を設定し、そこからバックキャストिंगで取り組むことで、計画の実効性を高めていきます。

### ◎自然とともに快適に暮らし、都市にはない価値を生み出す「先進的な快疎社会」の実現

過疎地域には、豊かな自然に起因する食料、水資源、景観、再生可能エネルギー等があります。これらの自然の恩恵を受けつつ、快疎な空間の中で、伝統や文化、歴史、人とのつながりを感じながら「快適」で「人間らしく」、「よく生きる」社会を、群馬県の過疎地域が目指す将来像とします。

過疎地域は、都市部にはない自給自足の基盤や開疎な空間などを有しているほか、SDGsが掲げる持続可能性、多様性に対する高い親和性があります。そこにデジタル技術を組み込み、デジタルトランスフォーメーションを推進することで、都市の利便性や娯楽性に対抗し得る先進的で魅力的な社会を目指し、群馬県の快疎化をリードしていきます。

さらに、具体的な将来像として、次の3つの将来像を掲げます。

一つ目は、「持続可能な自立分散型の地域社会の構築」です。

新型コロナウイルス感染症や災害等の社会的リスクが増しているなか、地域の持続可能性を高めることが必要です。過疎地域が持つ資源の自給自足の基盤という強みを活かしつつ、一方で外部の力も上手く活かし、互いに共生しながら持続可能な過疎地域を目指していきます。

二つ目は、「過疎地域の有する可能性や価値を活かした内発的な発展」です。

過疎地域には首都圏からの好アクセスや多様な地域資源、豊かな自然、美しい景観、伝統芸能、歴史・文化等の価値に加え、昔ながらの田園風景や古民家、人と人とのつながり等、都市部にはない価値があります。こうした過疎地域の可能性や価値を活かし、産業の振興や移住・交流・関係人口の増加等の内発的な発展に取り組んでいきます。

三つ目は、「誰一人取り残さない住民の快適で幸福な暮らし」です。

幸福度の向上は、群馬県全体としても非常に重要なテーマです。国籍・性別・出自・年齢・障がいの有無等に関わらず、誰一人取り残さずに、住民一人一人が「この地域に住んで良かった」と幸福を実感できる居心地の良い地域を目指していきます。

そして、この将来像に向けて、

- |                     |
|---------------------|
| I SDGs への取組とDX推進    |
| II 経済的基盤の確立と集落機能の自立 |
| III 官民共創コミュニティの立ち上げ |

という3つの基本的な視点から積極的かつ実効性ある施策を推進します。

## (2) 本計画の目標

県内過疎市町村が過疎地域の指定を外れることを目指して、以下のとおり目標を設定し、計画的で実効性ある対策に取り組みます。

目標：令和7年度国勢調査時点で、過疎卒業レベル市町村数を4以上にする
------------------------------------

過疎卒業レベル市町村とは、過疎市町村のうち、人口要件（人口減少率）もしくは財政力要件（財政力指数）のいずれかが、法第2条第1項が定める基準（法施行時点）を上回っている市町村を指します。

この目標達成に向けて、県と市町村が連携して条件不利性を克服し、人口減少の緩和、及び財政力の向上を図ります。

さらに、一人当たり市町村民所得額の向上など経済的観点も踏まえ、対策に取り組みます。

## (3) 計画の達成状況の評価に関する事項

県が設置する過疎対策の外部有識者等で構成される会議において、評価・検証を実施します。

なお、目標の性質上、毎年度評価を行うことは適当ではないため、令和7年度において評価を実施するものとします。

## (4) 計画期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間とします。

### 3 分野別事業

#### 1 移住・定住促進・地域間交流の促進、人材育成



近年は、ライフスタイルや価値観の多様化、更には新型コロナウイルス感染症の影響により、地方に対する関心や注目が集まっています。地域における経済的基盤や移住者の受入れ体制を整え、「ぐんま暮らし」の情報発信を積極的に行うことで、移住・定住を促進していきます。さらに、情報通信技術の進歩や新型コロナウイルス感染症の影響により、転職なき移住や二拠点居住、テレワーク、ワーケーションといった新しい働き方・ライフスタイルが広まっています。こうした社会の変化を捉え、積極的に過疎地域に人の流れを呼び込み、併せて農泊やグリーン・ツーリズム等の地域間交流を促進することで、地域の活性化につなげていきます。

また、移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、縁のある地域に持続的に関わる「関係人口」が、新しい地域の担い手として期待されていることから、「関係人口」の創出・拡大に取り組んでいきます。

地域おこし協力隊は、平成21年の制度創設以来、本県の過疎地域においても活用が広がり、今では地域活性化や農林業・伝統工芸等の担い手として、隊員が各地で活躍しています。今後も、地域における受入れ体制の整備や隊員同士の横のつながりの強化を通じて、地域おこし協力隊の活用を促進していきます。

こうした施策により、外部からの多様な担い手の確保を図りつつ、一方で地域における人材育成も図っていきます。住民主体の話し合いやワークショップ、研修などの機会を積み重ね、住民一人一人が活躍できる地域づくりを目指します。

##### (1) 自ら講じようとする措置

事業名	事業内容
ぐんま暮らし支援	過疎山村地域をはじめ県内への移住希望者に対して一元的に情報提供を行う「ぐんま暮らし支援センター」を都内に設置するとともに、専任の相談員を配置して県内への移住を促進します。 ○ぐんま暮らし相談会（移住相談会）の開催

	<p>○ぐんま暮らし推進連絡会議の開催</p> <p>○ぐんま暮らしの魅力を発信するホームページ「ぐんまな日々。」の運営</p> <p>○オンライン移住相談</p> <p>○地域の顔育成研修の開催</p>
ワーケーション モニターツアー	<p>首都圏在住のテレワーカーや企業を対象としたワーケーションモニターツアーを民間企業と連携して実施します。</p>
テレワーク推進	<p>テレワークに特化したポータルサイトにより、県内のテレワーク施設を紹介し、「転職なき移住」を支援します。</p>
オンライン関係 人口の創出・拡大	<p>民間のオンラインプラットフォームを活用し、地域と継続的に関わってくれる県外の若者等との交流を図ります。</p> <p>また、過疎市町村のイベントや地域活性化プロジェクト等のPRの支援を行います。</p>
子ども農山漁村 交流プロジェクト	<p>学ぶ意欲や自立心、思いやりの心などを育み、力強い子どもの成長を支える教育活動として、小学校における農山漁村での長期宿泊体験活動を推進します。</p>
利根川水系 上下流交流	<p>利根川上流にある群馬県と下流の東京都の人々が水源地域での交流を通じて、わたしたちの生活に欠くことのできない水を安心して利用していくための森林やダムの役割を学びます。</p> <p>○本県と東京都の住民の交流 (ダム見学、林業体験、自然観察会等)</p> <p>○啓発活動(ホームページ運営等)</p> <p>※その他、埼玉県・千葉県・茨城県が実施している上下流交流事業への協力を行います。</p>
地域おこし協力 隊の活動・定住 支援	<p>過疎地域をはじめとする地方への若者の移住・定着や地域の活性化に資する市町村の地域おこし協力隊の設置(活動、募集)を支援するとともに、起業・定住を支援します。</p>



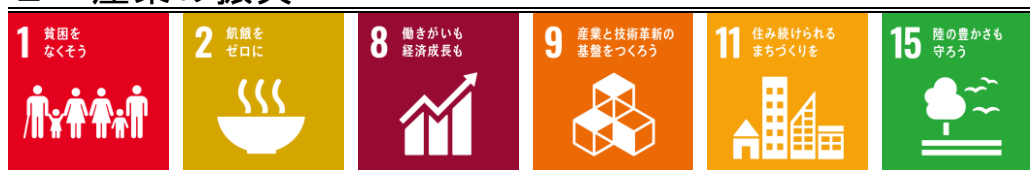
	<p>○地域おこし協力隊情報交換会      隊員や市町村担当者の情報共有の場とするため初任者の隊員向けの研修会を実施</p> <p>○地域おこし協力隊スキルアップ研修会      隊員の定住を支援するため2～3年目の隊員向けに任期終了後の起業・就職を視野に入れた研修会を実施</p> <p>○地域おこし協力隊交流研修会      隊員同士の横のつながりや連携強化を図るため交流に重点をおいた宿泊を伴う研修会を実施</p> <p>○地域おこし協力隊導入支援セミナー      地域おこし協力隊の導入を目指す市町村を支援するため、担当者向けのセミナーを実施</p> <p>○地域おこし協力隊募集相談会      県内市町村と地域おこし協力隊を志す若者達のマッチングを東京都で実施</p> <p>○地域おこし協力隊アドバイザー派遣事業      隊員に専門的な知識や技能を有する者から指導・助言を受ける機会の提供を支援</p> <p>○地域おこし協力隊ポータルサイト「ツナグンマ」の運営      県内の隊員の募集情報や活動情報等を一元的に発信</p> <p>○地域おこし協力隊メンター事業      現役隊員が隊員OB・OG等に相談する機会を提供することで悩みの解消や任期終了後の定住を支援</p>
グリーン・ツーリズム推進	<p>農泊、グリーン・ツーリズムの広報普及活動を地元市町村・関係団体等と連携して実施するとともに、山村地域の活性化を図るため、地域の受入体制整備等に係る各種事業を展開します。</p> <p>○広報宣伝活動実施</p>
人材育成の推進	<p>新たな創造に向けて最初の一步を踏み出すことのできる人材の育成に向けて、特色ある始動人教育を行うとともに、専門知識や優良事例などに触れる機会となる研修等を積極的に開催していきます。</p> <p>また、住民主体の話し合いやワークショップ、他地域・外部との交流等を通じて、地域課題に接する機会や地域の将来を考える機会の創出に取り組みます。</p>

<p>空き家対策の総合的な推進</p>	<p>空き家を抑制するため、空き家の除却とともに県内外からの移住者の新たな生活や活動の拠点としての空き家の利活用促進を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○市町村への情報提供 <ul style="list-style-type: none"> <li>「群馬県空き家利活用推進協議会」による空き家対策の情報を共有</li> </ul> </li> <li>○空き家対策セミナー開催 <ul style="list-style-type: none"> <li>空き家対策の普及・啓発を図るための市町村職員及び県民向けのセミナーを開催</li> </ul> </li> <li>○古民家再生・活用の促進 <ul style="list-style-type: none"> <li>古民家の再生・活用を促進するための官民共創の組織づくりを支援</li> </ul> </li> </ul>
---------------------	---

(2) 過疎地域市町村に対する行財政上の援助

事業名	事業内容
<p>移住支援金</p>	<p>東京圏から本県への移住を促進するため、就職や起業、テレワーク、関係人口等の場合に応じて、移住支援金を支給します。</p> <p>県は、国の交付金分と県負担分をあわせて、市町村に補助金として交付します。</p>
<p>デジタル田園都市国家構想推進交付金(テレワークタイプ)の活用支援</p>	<p>「転職なき移住」を実現し、地方へ新たなひとの流れを創出するため、市町村等が実施する事業を支援する国の交付金について、その活用を支援します。</p>
<p>所有者不明特定空き家解体支援</p>	<p>所有者が不明な特定空き家を略式代執行で解体する市町村に対し、補助金を交付します。</p>

## 2 産業の振興



本県の過疎地域は、首都圏からの好アクセスや多様な地域資源、豊かな自然、伝統文化・歴史など、多くの可能性や価値を有しており、これらを活かした内発的な経済発展を目指していきます。また、地産地消の促進による地域経済循環やデジタル技術の活用による産業の省力化・高付加価値化を図り、「地域の稼ぐ力」を高め、産業面で自立した地域を目指していきます。

過疎地域の基幹産業である農林業においては、農商工連携や6次産業化等、新たな付加価値を創出する取組を推進します。

テレワーク・サテライトオフィスの導入や地域の主体性と創意工夫による起業の促進は、雇用機会の増大と地域経済の自立活性化を図る上での有効な手段となり得ます。従来からの企業立地の促進とともに、地域資源を生かした起業の支援を図ります。また、地域に根付き地域を支えてきた生業や事業を守り、古くから伝わる技術や知識を継承していくため、継業（事業継承）の促進を図ります。

さらに、観光・レクリエーションにおいて、優れた自然環境や文化財といった豊富な地域資源を有効活用します。広域的ネットワーク化により相乗効果を生み出すとともに、隠れた地域資源の掘り起こしやニューノーマルに対応する新たな地域資源の開発、整備を推進します。

また、年間を通じた雇用を確保する「特定地域づくり事業協同組合」の設立を積極的に促進し、地域の産業を振興するとともに、雇用の場を確保していきます。

### (1) 自ら講じようとする措置

事業名	事業内容
農業の振興	<p>地域の特性を生かした付加価値の高い農業を推進するとともに、担い手の育成・確保、農地の有効利用、農業用施設の保全などを支援し、農業の振興を図ります。</p> <p>○基盤整備 (交) 農地整備事業（通作条件整備型）</p> <p style="text-align: right;">婦恋村</p>

	大笹地区農道補修 10.4km、橋梁補修 6 箇所	
(交)	大笹地区 農道補修 10.4km、橋梁補修 6 箇所 農地整備事業 (通作条件整備型)	東吾妻町
	榛名西麓 2 期地区 農道補修 5.4km、橋梁補修 1 箇所	
	農業水路等長寿命化・防災減災事業 追貝平 1 期地区 隧道補強 0.4 km 水路更新 0.1km	沼田市
	農業水路等長寿命化・防災減災事業 四か村用水地区 用水路改修 0.2km	みなかみ町
	水利施設等保全高度化事業 (畑地帯総合整備中山間地域型) 牛の平地区 区画整理 14.6ha、畑地かんがい 11.5ha、農地保全 1.0km	片品村
	農村地域防災減災事業 (ため池整備事業) 池田地区 ため池耐震補強 1 箇所	みなかみ町
	水利施設等保全高度化事業 (畑地帯総合整備中山間地域型) 仙之入地区 農道整備 3.3km 排水路工 0.8km 整地工 4.2ha	嬭恋村
	水利施設等保全高度化事業 (農地集積促進型) 干俣地区 防除用水管路 7.3km、受水槽 6 箇所、取水工 1 箇所	嬭恋村
	水利施設等保全高度化事業 (畑地帯総合整備中山間地域型) 田代湯尻地区 整地工 6.4ha 排水路工 0.8km 道路工 2.9km	嬭恋村
	農地耕作条件改善事業 (地域内農業集積型) 干俣 1 期地区 獣害防止柵 11.6km	嬭恋村
	農地耕作条件改善事業 (地域内農業集積型) 湯尻 2 期地区 排水路 0.3km	嬭恋村
	農地耕作条件改善事業 (地域内農業集積型) 烏帽子地区 営農飲雑用水施設 一式	東吾妻町
	農業水路等長寿命化・防災減災事業 美野原 2 期地区 用水路 0.2km	中之条町

	<p>農業水路等長寿命化・防災減災事業 <span style="float: right;">中之条町</span> 美野原3期地区 掛樋改修2ヶ所</p> <p>水利施設等保全高度化事業(畑地帯総合整備中山間地域型) 渋川市 笠張地区 区画整理 25.1ha、畑地かんがい 25.1ha、農地保全 3.3km</p> <p>農地中間管理機構関連農地整備事業 <span style="float: right;">高山村</span> 原地区 区画整理工 20.0ha 道路工 5.1km 排水路工 3.6km 獣害防止柵 3.9km</p> <p>○本県農業の魅力発信 就農情報プラットフォームを活用して、本県農業の特徴や魅力、「農」あるぐんま暮らしや半農半X等の多様なライフスタイルを実践する移住者インタビュー等の情報発信を行います。</p> <p>○データ駆動型農業の実践 農作物の生育環境や営農に関するデータについてタブレットを活用して蓄積・共有し、データ分析結果に基づき栽培管理や農業経営を最適化して農業の生産性や収益性の向上を図ります。</p> <p>○ニューノーマルに対応した果樹振興 県内観光果樹園への集客数を増加させるために、県内観光果樹園のデジタルマップを整備して利便性を向上させるとともに、アクセス解析を行いPR戦略につなげます。</p>
<p>林業の振興</p>	<p>林業・木材産業の生産性の向上、経営や施業の担い手の育成・確保、県産木材の安定的な供給及び利用の推進のための取組及びきこの等特用林産物の生産を支援することにより、林業の振興を図ります。</p> <p>○森林GISデータ整備 ・デジタル技術を用いて、林相区分、作業路網、森林境界等の森林情報の高精度なGISデータを整備するとともに、路網設計支援、施業収支試算機能を搭載したGISシステムの普及を図る。</p> <p>○森林クラウドシステム構築</p>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県、市町村、林業事業者が参画する森林情報共有システム（森林GISクラウド）を導入し、森林情報のリアルタイムでの共有と相互利用を可能とするとともに、Webを活用して、森林関連情報を誰でも利用できるようにする。</li> <li>○市町村林務担当者への基礎研修 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市町村が森林環境譲与税を活用し森林整備を推進するため、市町村林務担当者への基礎研修を実施</li> </ul> </li> <li>○県産木材の安定供給 <ul style="list-style-type: none"> <li>①県産材流通改革促進対策 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 協定取引に基づき山土場から製材工場へ直送販売する取組に対する支援</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>○林業の担い手育成 <ul style="list-style-type: none"> <li>①林業技術普及指導 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域運営及び巡回指導等により、普及指導活動を実施</li> </ul> </li> <li>②次世代型森林管理実証事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ドローン等のICT機器を活用して新たに得られたデジタルデータを利活用する技術者を育成 (市町村による集積計画及び管理実施権の設定の省力化)</li> </ul> </li> <li>③林業労働安全衛生総合対策 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 林業作業現場巡回指導、リスクアセスメント講習を実施</li> </ul> </li> <li>④ぐんま林業担い手対策 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 林業就業支援研修、林業技術向上コース等各種研修を実施</li> </ul> </li> <li>⑤伐倒技術者育成講習 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 伐倒練習機による基本的な伐倒技術研修を実施</li> </ul> </li> <li>⑥林業事業者技術者育成 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 林業事業者の技術者を育成するための初任者研修を実施</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>○特用林産物の生産振興 <ul style="list-style-type: none"> <li>①木炭生産技術普及指導 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 経営巡回指導等の生産技術普及指導活動を実施</li> </ul> </li> <li>②特用林産物生産普及指導 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 安全生産指導、調査、普及指導実施</li> </ul> </li> <li>③群馬のきのこ安全確保対策 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ きのこ等の食品安全モニタリング検査実施</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>
--	---

鳥獣被害対策	<p>鳥獣被害対策の関係部局及び市町村等が一体となり、ICT等の新技術を活用しながら、被害対策を計画的・総合的に推進します。</p> <p>○鳥獣害防止</p> <p>捕獲体制の整備や捕獲活動の助成、捕獲機器等の導入支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・鳥獣被害防止総合対策交付金</li> <li>・鳥獣被害対策地域支援事業</li> </ul> <p>○鳥獣被害対策支援</p> <p>地域住民の合意形成による地域ぐるみの被害対策を支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・鳥獣害に強い集落づくり支援事業</li> </ul>
地場産業の振興	<p>地場産品商談サイトを活用したオンライン商談会と、県内地場産品を一堂に集めた展示商談会とのハイブリッドでマッチング・販路開拓の場を広く提供し、PRを行うとともに、産地組合等が行う販路開拓や人材育成のための取組を支援します。また、国の認定制度（農商工等連携事業）を活用し、新商品や新サービスの開発・市場化を行う取組を促進します。</p> <p>○地場産業総合振興対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地場産品商談サイト「いっぴん！ぐんま」</li> <li>・ぐんま地場産業フェスタ</li> <li>・繊維産業産地活性化推進補助金</li> <li>・地域産業情報発信</li> </ul> <p>○伝統的工芸品産業振興対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「群馬県ふるさと伝統工芸品展」開催</li> </ul>
企業の誘致対策	<p>地域未来投資促進法、地域再生法等を積極的に活用しながら、優良企業の誘致と既存企業の事業拡大を図ります。</p>
起業の促進	<p>中小企業の経営支援の中核機関である（公財）群馬県産業支援機構（創業支援センター）の起業等に関する支援体制を活用し、他の支援機関とも連携を図りながら、地域の特性や資源を生かした起業の支援を図ります。</p> <p>また、地域課題の解決を目的として新たに起業する方等に、起業支援金の交付及び事業の立ち上げ等に関する伴走支援を行うことに</p>

	より、社会的事業における効果的な起業を促進します。
継業の促進	身近な支援機関（商工団体、金融機関等）や事業承継・引継ぎ支援センター等により継業を支援し、地域の実情や事業者の意向等を踏まえながら、事業者の持つ経営資源の維持や地域の活性化につながるように継業の促進を図ります。
商業の振興	過疎地域の実情や住民のニーズを踏まえ、各市町村において地域の実情に即した支援が実施されるよう関係団体等の交流を促進します。 また、観光・レクリエーション活動及び都市等との地域間交流の促進による、地場製品の販売促進や消費の拡大を通じ、商業の振興を図ります。
観光又はレクリエーション	自然環境や景観の保全に配慮しつつ、都市との交流や他産業との連携を図りながら観光、レクリエーションの振興を図ります。 また、地域における自然、温泉、歴史、文化等新たな観光資源の発掘や、その磨き上げによる魅力ある観光地づくりの取組を支援するとともに、コロナ後の旅行者ニーズに対応可能な「新たな観光スタイル」の構築を進めます。
特定地域づくり事業協同組合の設立支援	人口急減地域において年間を通じた安定的な雇用の場を確保・維持するため、特定地域づくり事業協同組合の設立を促進します。 群馬県労働局や中小企業団体中央会などの関係機関と連携し、組合設立・認定に向けた助言・支援を行います。



(2) 過疎地域市町村に対する行財政上の援助

事業名	事業内容
担い手への農地集積・集約化	<p>○農地集積・集約化対策事業 農地中間管理事業等により、農地中間管理機構が行う農地の貸借や売買を支援し、地域における農地利用を最適化します。</p> <p>○農用地利用集積促進事業 農地中間管理機構を活用し、新たに認定農業者に対する賃借権等の設定を行ったときは、奨励金を交付</p> <p>・補助率：定額2～6千円/10a、県1/2、市町村1/2</p>
耕作放棄地再生対策	<p>○荒廃農地再生利用・集積化促進対策 荒廃農地の再生費用を支援。再生した農地は農地中間管理事業を活用して担い手へ貸付</p> <p>・補助額：定額5万円/10a（中山間地域以外）、定額10万円/10a（中山間地域）、（いずれも200万円/件未満、1/2は市町村負担）</p>
担い手農家への支援	<p>○はばたけ「ぐんまの担い手」支援事業 認定農業者等の意欲ある担い手の育成、新規就農者や企業等の新たな担い手の確保、経営の多角化や法人化を進めるための取組を支援</p> <p>①新時代対応型（スマート農業支援タイプ） ・補助率：3/10以内（上限200万円）</p> <p>②新時代対応型（担い手支援タイプ） ・補助率：3/10以内（上限200万円）</p> <p>③新時代対応型（環境に配慮した取組） ・補助率：3/10以内（上限200万円）</p> <p>④新規就農者支援型 ・補助率1/2以内（上限200万円）</p> <p>⑤アグリビジネス参入型 ・補助率3/10以内（上限200万円）</p>
「野菜王国・ぐ	<p>本県農業産出額の約4割を占める野菜の生産振興のため、認定農</p>

<p>「ぐんま」総合対策</p>	<p>業者や農業団体等に総合的な支援を実施します。</p> <p>①大規模野菜経営体育成支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 企業的経営体を目指す認定農業者等が行う、施設・機械の整備を支援。</li> <li>・ 補助率：3/10 以内</li> </ul> <p>②ぐんまの野菜産地育成支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 組織的に野菜生産に取り組む産地の生産拡大を図るための施設・機械の整備等を支援。</li> <li>・ 補助率：ハード 3/10 以内、ソフト 1/2 以内</li> </ul> <p>③次世代農業ステップアップ支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生産性の向上（省力化・単収増）を目的とした先端技術機器の導入促進等、次世代農業に繋がる施設・機械の整備等を支援。</li> <li>・ 補助率：3/10 以内</li> </ul> <p>④種苗生産・供給体制支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 優良野菜種苗の生産供給業務の施設化・省力化による生産拡大等を図るための施設・機械の整備等を支援。</li> <li>・ 補助率：3/10 以内</li> </ul>
<p>世界で戦える こんにゃく総合 対策</p>	<p>こんにゃく経営の規模拡大による低コスト化や、高付加価値化を図るための支援を実施するとともに、海外も視野に含めた消費拡大対策を行い、“世界で戦える”ぐんまのこんにゃくを総合的に支援します。</p> <p>○低コスト競争力強化整備支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 機械作付け可能な品種の導入や「生芋こんにゃく」の生産に取り組む場合、機械設備の導入経費を支援。</li> <li>・ 補助率：1/3 以内</li> </ul>
<p>ぐんまの果樹新 時代対応推進</p>	<p>ぐんまの果樹の消費拡大とPRを図る取組に対して支援をするとともに、新規需要を創出する取組を総合的に支援します。</p> <p>○果樹定着化推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県産果実の販売促進を行うための経費を支援</li> <li>・ 補助率：1/2 以内</li> </ul>

<p>農山漁村地域整備交付金 農村集落基盤再編・整備事業 (中山間地域総合整備型)</p>	<p>農業の生産条件が不利な中山間地域を対象に農業生産基盤の整備と農村環境基盤の整備を総合的に実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○土地利用型農業の生産性向上のための生産基盤の整備</li> <li>○農業機械の運行や農作物の運搬等に供する農業集落道の整備</li> <li>○農業用排水の機能維持のための集落内の雨水排水施設の整備</li> <li>○生態系保全に資する鳥獣被害防止柵の設置</li> </ul> <p>・補助率：国 5.5/10、県 2.5/10、市町村 2.0/10</p>
<p>農山漁村地域整備交付金 地域用水環境整備事業</p>	<p>農業水利施設の保全管理又は整備と一体的に地域用水の有する多面的機能維持増進に資する施設整備を行い、農村地域における生活空間の質的向上や低炭素社会づくりの促進を図ることを支援します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○地域用水環境整備 <ul style="list-style-type: none"> <li>①親水・景観保全施設整備 親水・景観保全のための施設として親水護岸、遊水施設、せせらぎ水路等の整備</li> <li>②小水力発電整備 土地改良施設等の維持管理費の節減を図るため包蔵水力を活用した水力発電のための施設整備及び導入支援</li> </ul> </li> </ul> <p>・補助率：国 5.0/10、県 2.5/10、市町村 2.5/10</p>
<p>農山漁村振興交付金</p>	<p>地方公共団体が地域の自主性と創意工夫により、定住者や滞在者の増加などを通じた農山漁村の活性化を図る計画を作成し、その実現に必要な施設整備を中心とした総合的取組を支援します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○生活環境施設の整備 定住を促進するため、生活の場である農山漁村の生活環境整備を支援。</li> <li>○地域間交流拠点の整備 地域間交流を促進するため、農山漁村の有する地域資源を活用し、都市住民への農山漁村に対する理解の促進を目的とした、交流拠点の整備を支援。</li> <li>○その他省令で定める事業</li> </ul> <p>・補助率：国 5.5/10、県 2.5～1.0/10、市町村 2.0～3.5/10</p>
<p>農地耕作条件改善事業</p>	<p>農地中間管理機構による担い手への農地の集積・集約化を推進するため、担い手への農地の集積・集約化が行われ、又は基盤整備の</p>

	<p>実施により今後行われると見込まれる地域において、区画拡大、暗渠排水等に加え、土壌改良をはじめとする借り手のニーズに対応した基盤整備を支援します。</p> <p>○定額助成 畦畔除去等による田・畑の区画拡大等の整備 ① 区画拡大 ②暗渠排水 ・補助額：①10.5万円/10a（田：高低差10cm以下、表土扱い有） ②15万円/10a（表土扱い有） ※中心経営体に集約化する整備の場合助成額を2割加算</p> <p>○定率助成 ①貸しやすく・管理しやすい農地に整備するための支援 ②合意形成を促進するための支援 ・補助率：国 5.0～5.5/10、県 2.5/10、市町村 2.0～2.5/10</p>
<p>水利施設等保全高度化事業</p>	<p>農業の構造改革を推進するため、老朽化した農業水利施設の長寿命化対策や、農地の畑地化・汎用化や畑地の高機能化、農地集積の加速化に向けた整備を支援します。</p> <p>○水利施設整備事業 施設の計画的な補修・補強等による長寿命化対策、農地集積・集約化に資するパイプライン化、管理の省力化や維持管理の低コスト化に資する整備等を実施するもの。 ・補助率：国 5.0～5.5/10、県 2.5/10、市町村 2.0～2.5/10</p> <p>○畑地帯総合整備事業 畑地帯における総合的な整備や高収益作物を導入した営農体系への転換に必要な畑地化・汎用化等に資する整備を実施するもの。 ・補助率：国 5.0～5.5/10、県 2.75/10、市町村 1.75～2.25/10</p>
<p>農業水路等長寿命化・防災減災事業</p>	<p>農業水利施設のきめ細やかな長寿命化を図るほか、水管理労力軽減や維持管理コスト低減に資する取組、施設の機能低下により災害のおそれが生じている箇所において、その機能を回復するとともに、被害の発生を未然に防ぐための取組及び事故の防止などリスク管理に資する取組を支援します。</p> <p>○長寿命化対策 ・補助率：国 5.0～5.5/10、県 2.5/10、市町村 2.0～2.5/10 または定額</p> <p>○防災減災対策</p>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助率：国 5.0～5.5/10、県 2.5/10、市町村 2.0～2.5/10 または国定額</li> <li>○ため池の保全・避難対策 <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助率：国定額</li> </ul> </li> <li>○施設情報整備・共有化対策 <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助率：国 5.0/10、県 2.5/10、市町村 2.5/10</li> </ul> </li> </ul>
<p>農地整備事業 (通作条件整備)</p>	<p>農地整備や農業関連施設の整備と関連した地域農業の振興に必要な農道の整備を実施するとともに、老朽化した農道の保全対策を実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助率：国 5.0～5.5/10、県 2.25～2.5/10、 市町村 2.25～2.5/10</li> </ul>
<p>小規模農村整備 事業</p>	<p>農村地域の多様なニーズに対応したきめ細やかな整備を支援し、地域農業を支え守りながら農村の維持・振興を図ります。</p> <p>○一般型：市町村、土地改良区等が行う事業</p> <p>①－1 農業生産基盤保全整備</p> <p>ほ場、農業用排水施設、農作業道、農地・農業用施設保全等の農業生産基盤を保全・整備することにより、地域農業の維持及び振興を支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助率：県 40%[35%]、市町村等 60%[65%]</li> </ul> <p>①－2 農業生産基盤保全整備(農地集積促進)</p> <p>上記事業において、事業完了3年後までに担い手等への農地利用集積率が10%以上増加することが確実と見込まれる地区を支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助率：県 50%[45%]、市町村等 50%[55%]</li> </ul> <p>②農村地域保全整備</p> <p>農村環境整備、地域活性化施設整備、災害復旧等の安全で災害に強い農村づくりや農村の生活環境を改善することにより、農村の集落機能の維持及び強化を支援</p> <p>(1) 農村地域保全整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助率：県 1/3[30%]、市町村等 2/3[70%]</li> </ul> <p>(2) 災害復旧</p> <p>農地</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助率：県 50%、市町村等 50%</li> </ul>

	<p>農業用施設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助率：県 65%、市町村等 35%</li> </ul> <p>(3) 環境保全対策調査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助率：県 50%、市町村等 50%</li> </ul> <p>③特別対策</p> <p>鳥獣被害防止施設、農地・生産施設保全施設等を整備することにより、地域農業が抱える課題解決を支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助率：県 40%[35%]、市町村等 60%[65%]</li> </ul> <p>○県民参加型：県民が行う事業であって、市町村長が補助する事業 県民参加による直営施工を実施するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助率：県 50%、市町村等 50%</li> </ul> <p>※[ ]は事業主体が市町村で財政力指数が 0.75 以上の場合に適用。 ただし、区画整理、災害復旧、環境保全対策調査、県民参加型は対象外。</p> <p>※特別地域（過疎地域、振興山村、特定農山村地域等）は、県費率 5% 上乗せ。ただし、環境保全対策調査、災害復旧及び県民参加型については対象外。</p> <p>※事業費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・上限は 30,000 千円/地区。ただし、災害復旧事業は 400 千円/箇所未満。</li> <li>・下限は、市町村主体：2,000 千円、市町村以外：500 千円。ただし、災害復旧事業については 130 千円。また、県民参加型、環境保全対策調査は下限を設けない。</li> </ul>	
<p>中山間地域等 直接支払</p>	<p>農業生産条件不利地な中山間地域等において農業生産活動の継続を支援し、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、集落等を単位に締結された協定に基づく活動に対して交付金を交付します。</p> <p>○通常地域</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助率：国 1/2、県 1/4、市町村 1/4</li> </ul> <p>○特認地域</p>	<p>(対象地域)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 特定農山村地域</li> <li>2 振興山村地域</li> <li>3 過疎地域</li> <li>4 特認地域</li> <li>5 指定棚田地域</li> </ol>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助率：国 1/3、県 1/3、市町村 1/3</li> </ul>	
多面的機能支払	<p>農業者や地域住民などの活動組織が地域共同で行う、農地や水路など地域資源の維持・保全や施設の軽微な補修、農村環境の保全など質的向上を図り、多面的機能を支える活動に対し交付金を交付します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助率：国 1/2、県 1/4、市町村 1/4</li> </ul>	
林業・木材産業成長産業化促進対策交付金	<p>戦後造成した人工林が本格的な利用期を迎える中、これらの森林資源を循環利用し、林業の成長産業化を図るため、高性能林業機械や木造公共建築物の整備等に対し助成します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○高性能林業機械等の整備 <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助率：国 1/2、4/10、1/3</li> </ul> </li> <li>○林業経営体育成対策（林業機械リース支援） <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助率：国 1/2、4/10、1/3</li> </ul> </li> <li>○特用林産振興施設等の整備 <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助率：国 1/2</li> </ul> </li> <li>○木材加工流通施設等の整備 <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助率：国 1/2</li> </ul> </li> <li>○木造公共建築物等の整備 <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助率：国 3.75%、15%、1/2</li> </ul> </li> <li>○木質バイオマス利用促進施設の整備 <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助率：国 1/2、1/3、15%</li> </ul> </li> </ul>	
特用林産物生産活力アップ事業	<p>きのご等特用林産物の生産振興を図るため、生産・集出荷施設等の整備や、しいたけ原木の共同購入経費に対し助成します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○施設整備等 <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助率：県 1/2 以内、市町村 1/10 以上</li> </ul> </li> <li>○原木共同購入支援 <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助額：県 50 円/本、市町村 10 円/本以上</li> <li>ただし、共同購入本数を 6,000 本以上とする。</li> </ul> </li> </ul>	

<p>特用林産施設体制整備復興事業</p>	<p>東日本大震災による被災地の復興に向け、生産資材の導入や放射性物質の被害防止対策を支援します。</p> <p>○生産資材の導入（きのこ等の生産力増強対策）  きのこ原木及び種駒  ・補助率：国 1/2 以内  オガ粉及び種菌  ・補助率：国 1/3 以内</p> <p>○放射性物質等の被害防止対策  放射性物質測定機器の導入等  ・補助率：国 1/2 以内</p>
<p>森林整備担い手対策事業</p>	<p>市町村が行う林業現場で働いている人への社会保険等掛金助成に対して助成</p> <p>・補助率：県 1/2 以内、市町村 1/10 以上</p>
<p>林業再生緊急路網整備事業</p>	<p>間伐等の森林整備の加速化と間伐材等の森林資源を活用した林業・木材産業等の活性化を図るため、生産基盤強化区域で作設する作業道の開設に補助します。</p> <p>○林業専用道（規格相当）  ・補助率：① 1m 当たり単価が 25,000 円以下の場合 10/10 以内  ② 1m 当たり開設単価が 25,000 円を超える場合は、次により算出された金額  （開設延長×25,000 円）＋（補助対象経費－開設延長×25,000 円）×2/3 以内</p> <p>○森林作業道  ・補助率：① 1m 当たり単価が 2,000 円以下の場合 10/10 以内  ② 1m 当たり開設単価が 2,000 円を超える場合は、次により算出された金額  （開設延長×2,000 円）＋（補助対象経費－開設延長×2,000 円）×2/3 以内</p>
<p>林業作業道総合整備事業</p>	<p>造林、間伐、しいたけ生産並びに外材に対抗し得る県産材を生産するため、高性能林業機械の使用に適合する作業道等の作設及び改</p>



	<p>良等について補助します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助率：県 2/3・3/4・定額、市町村 0～1/3</li> </ul>	
森林整備地域活動支援交付金	<p>森林整備を推進するため、森林経営計画の作成や森林施業の集約化に必要な諸活動に対し交付金を交付します。</p> <p>①森林経営計画作成促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助額：8,000円～69,000円/ha</li> <li>・補助率：国 1/2、県 1/4、市町村 1/4</li> </ul> <p>②森林境界の明確化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助額：16,000円～58,000円/ha</li> <li>・補助率：国 1/2、県 1/4、市町村 1/4</li> </ul> <p>③森林経営計画作成・森林境界の明確化に向けた条件整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助額：40,000円/ha</li> <li>・補助率：国 1/2、県 1/4、市町村 1/4</li> </ul>	
鳥獣害対策地域支援事業	<p>市町村が主体的に取り組む鳥獣被害対策に対し、捕獲奨励金の交付や、捕獲機材購入費及び個体群管理費の一部を助成します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助率：県定額、1/2、1/4</li> </ul>	
鳥獣被害防止総合対策交付金	<p>鳥獣被害防止特措法により市町村が策定した被害防止計画に基づき取り組む侵入防止柵の設置や、鳥獣被害対策実施隊等による地域ぐるみの被害防止活動、有害鳥獣の捕獲活動に対し交付金を交付します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助率：国定額、1/2</li> </ul>	<p><b>【事業要件】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・鳥獣被害防止特措法に基づく、市町村被害防止計画の作成</li> <li>・被害防止対策協議会の設置</li> </ul>

### 3 情報化の促進



近年の情報通信技術の発達や新型コロナウイルス感染症の影響により、情報化の促進の必要が高まっています。過疎地域においてもデジタルの利便性を実感できる環境の整備に努めます。

情報化の促進にあたっては、過疎地域の条件不利性の克服や地域課題解決、地域活性化に向けて、様々な領域においてDXの推進・ICTの利活用を図ります。

また、情報化の土台となる情報通信基盤については、過疎地域においてもあまねく整備していくものとします。

情報通信基盤と同様に、デジタル人材等の専門人材の確保も情報化の促進に必要です。ICTを活用した教育の実施や民間人材の活用を通じて、過疎地域における情報化をリードしていく人材の確保を図ります。

#### (1) 自ら講じようとする措置

事業名	事業内容
過疎地域官民共創DXフォーラム in NETSUGEN	<p>過疎市町村と民間IT企業等とのマッチング機会となる「過疎地域官民共創DXフォーラム in NETSUGEN」を開催します。</p> <p>フォーラムでは、民間企業のデジタル技術を活用したサービスや先進自治体のDX事例を紹介します。過疎市町村のデジタル技術活用に向けた気づきを得るとともに、今後のDX推進に向けた機運の醸成及び事例の横展開を図ります。</p> <p>また、マッチングした過疎市町村と民間IT企業等が官民共創で取り組む事業について、交付金獲得支援等の伴走支援を行います。</p>
過疎地域オンライン体感事業	<p>過疎地域の伝統文化や豊かな自然、祭り等の魅力と地域が抱える課題を掛け合わせ、デジタル技術を活用した体感プログラムを実施します。多様な形で地域と関わる関係人口を増やし、地域の課題解決を図ります。</p> <p>また、県と過疎市町村が連携してプログラムを実施・運営することで、市町村職員・地域住民のデジタルスキルの向上も図ります。</p>

(2) 過疎地域市町村に対する行財政上の援助

事業名	事業内容	
デジタル田園都市国家構想推進交付金（デジタル実装タイプ）の活用推進	デジタルを活用した地域の課題解決や魅力向上を図るため、交付金の積極的な活用を促進します。また、事業化に向けた企画立案への助言や優良事例等の情報提供、申請の伴走支援などを行います。 (TYPE 1) ・対象事業：他の地域等で既に確立されている優良モデル・サービスを活用した実装の取組 ・補助率：1/2 ・交付対象上限額：（事業費ベース）2億円 (TYPE 2・3) ・対象事業：デジタル原則とアーキテクチャを遵守し、オープンなデータ連携基盤を活用する、モデルケースとなり得る取組 ・補助率：TYPE 2・1/2、TYPE 3・2/3 ・交付対象上限額：（事業費ベース）TYPE 2・4億円 TYPE 3・9億円	
無線システム普及支援事業	○携帯電話等エリア整備支援事業（間接補助事業） 携帯電話等の移動通信サービスをどこでも利用可能にするための移動通信用鉄塔施設の整備 ※市町村負担率の中には電気通信事業者負担分を含む ・補助率：国 1/2、県 1/5、市町村 3/10（うち事業者 1/6） 対象世帯が 100 世帯未満の場合 ・補助率：国 2/3、県 2/15、市町村 1/5（うち事業者 1/9） ○群馬県携帯電話等エリア整備事業費補助金（県単独補助事業） 上記間接補助事業と同様の施設の整備で、間接補助事業による補助金の交付対象となった事業を除くものの整備 ※市町村負担率の中には電気通信事業者負担分を含む ・補助率：県 1/5、市町村 4/5（うち事業者 1/8）	【備考】 過疎市町村及び辺地等

## 4 交通施設の整備、移動手段の確保

11 住み続けられるまちづくりを



過疎地域における交通体系の整備は、安全・安心な住民生活の確保や産業振興をはじめ過疎地域の持続的発展にとって重要なものであり、引き続き重点的に取り組む必要があります。

道路については、過疎地域と広域圏の中心となる都市との地域間連携・交流を促進し、物流の効率化と観光振興を支える道路ネットワークの構築や生活を支える道路の整備を推進します。また、災害時に備え、防災拠点や物流拠点間を結ぶ道路整備を進めます。さらに、農林業の振興を図り、農山村環境の改善に資するよう、農道、林道の整備を促進します。

公共交通については、通勤、通学、買物、通院といった日常生活に必要なものであるため、市町村、交通事業者、地域住民との官民共創により地域の多様な輸送資源を総動員して移動手段の確保に努めます。また、デジタル技術を活用した自動運転技術等の普及促進に努めます。

### (1) 自ら講じようとする措置

#### ア 基幹的な市町村道等の整備

事業名	事業内容	市町村名
市町村道 (代行整備)	改良 3路線 1,280m	桐生市 (旧黒保根村の区域) 神流町 南牧村
	1級208号線 幅員 9.25m 延長 540m	
	麻生小平線 幅員 5.0m 延長 310m	
	大上線 幅員 6.00m 延長 430m	
林道 (代行整備)	新設 2路線 4,000m	下仁田町
	奥山六車線 幅員 5.0m 延長 1,000m	

	奥山六車線	幅員 4.0m 延長 1,000m	南牧村
	吾嬬山線	幅員 5.0m 延長 2,000m	東吾妻町 中之条町 長野原町

イ 都道府県道等の整備

事業名	事業内容	市町村名
国 道 (知事管理分)	改良、舗装、橋りょう、トンネル 12 路線 32,580m	
	国道 144 号 幅員 10.50m 延長 8,500m (上信自動車道)	長野原町～嬬恋村 (長野原嬬恋 BP)
	国道 145 号 幅員 10.50m 延長 7,000m (上信自動車道)	東吾妻町 (吾妻西 BP)
	国道 145 号 幅員 10.50m 延長 6,400m (上信自動車道)	東吾妻町 (吾妻東 BP)
	国道 353 号 幅員 10.50m 延長 6,700m (上信自動車道)	東吾妻町 (吾妻東 BP (2 期) )
	国道 120 号 幅員 10.25m 延長 520m	沼田市 (利根) (追貝工区)
	国道 120 号 幅員 10.25m 延長 600m	片品村～沼田市(利根) (下平工区)
	国道 144 号 幅員 10.00m 延長 230m	嬬恋村 (大前工区)
	国道 146 号 幅員 9.25m 延長 510m	長野原町 (古森 3 期工区)

	国道 254 号          幅員 10.25m   延長 400m 国道 299 号          幅員 7.00m   延長 350m 国道 406 号          幅員 7.50m   延長 670m 国道 406 号          幅員 9.75m   延長 700m	下仁田町 (東町工区) 神流町 (古鉄橋上流工区) 高崎市 (倉渕) (権田工区) 東吾妻町 (大戸工区)
県 道	改良、舗装、橋りょう      7 路線          5,972m  (一) 津久田停車場前橋線   幅員 9.25m   延長 380m (主) 渋川下新田線          幅員 7.50m   延長 1,100m (主) 下仁田上野線          幅員 7.00m   延長 400m (主) 下仁田軽井沢線       幅員 6.00m   延長 430m (主) 下仁田上野線          幅員 9.25m   延長 582m (一) 植栗伊勢線           幅員 13.00m 延長 1,700m (一) 大笹北軽井沢線       幅員 9.25m   延長 1,380m	渋川市 (赤城) (滝沢工区) 渋川市 (小野上) (小野子工区) 上野村 (上野工区) 下仁田町 (和美峠工区) 南牧村 (千原 2 工区) 東吾妻町 中之条町 嬬恋村 (鎌原工区)
林 道	改 良                              4 路線          1,500m  田沢小中線                  幅員 5.0m   延長 200m 道場線                          幅員 5.0m   延長 900m 老神穴原線                  幅員 4.0m   延長 200m 小沢線                          幅員 4.0m   延長 200m	桐生市 (旧黒保根村の区域) 南牧村  沼田市 (旧利根村の区域) 沼田市 (旧利根村の区域)

林業専用道	新設		8路線	9,618m	
	内ノ沢線	幅員	3.6m	延長 1,719m	高崎市 (旧倉渕村の区域)
	小原峯線	幅員	3.6m	延長 1,500m	渋川市 (旧赤城村の区域)
	下三波川線	幅員	3.6m	延長 255m	藤岡市 (旧鬼石町)
	真菜板倉支線	幅員	3.6m	延長 1,500m	沼田市 (旧利根村の区域)
	馬放場線	幅員	3.6m	延長 1,000m	上野村
	長久保線	幅員	3.6m	延長 2,200m	神流町
	押込線	幅員	3.6m	延長 1,040m	中之条町
	後閑2号線	幅員	3.6m	延長 404m	みなかみ町

(2) 過疎地域市町村に対する行財政上の援助

事業名	事業内容	備考
群馬県市町村乗合バス補助制度	<p>県民の日常生活に必要な交通手段を確保するため、乗合バス事業を運営する市町村又は一部事務組合に対して、その負担した運行費や車両購入費の一部を補助します。</p> <p>・過疎地域の補助率：県 1/3、市町村 2/3</p>	過疎地域
補助公共林道事業	<p>○森林環境保全整備事業</p> <p>森林の有する重視すべき機能に応じた森林整備を計画的に推進することにより、森林の有する多面的機能の維持・増進を図り、もって森林環境の保全に資するもの</p> <p>※市町村森林整備事業計画に基づき実施</p> <p>①特定森林再生事業</p> <p>森林管理道開設（災害復旧）</p> <p>・補助率：国 5/10、県 2.5/10、市町村 2.5/10</p>	<p>利用区域面積</p> <p>・森林管理道 30ha 以上</p>
	<p>②森林資源循環利用林道整備事業</p> <p>森林管理道開設</p> <p>・補助率：国 5/10、県 2.5/10、市町村 2.5/10</p> <p>森林管理道開設（森林造成林道）</p> <p>・補助率：国 5/10、県 2.5/10、市町村 2.5/10</p> <p>峰越連絡林道</p> <p>・補助率：国 5/10、県 2.5/10、市町村 2.5/10</p> <p>林道改良（幹線）</p> <p>・補助率：国 5/10、県 2.5/10、市町村 2.5/10</p> <p>林道改良（その他）</p> <p>・補助率：国 3/10、県 3/10、市町村 4/10</p> <p>林道舗装（幹線）</p> <p>・補助率：国 5/10、県 2.5/10、市町村 2.5/10</p> <p>林道舗装（その他）</p>	<p>利用区域面積</p> <p>・森林管理道 30ha 以上</p> <p>・峰越連絡林道（幹線 500ha 以上、その他 100ha 以上）</p> <p>・林道改良、林道舗装（幹線 200ha 以上、その他 30ha 以上）</p> <p>・林業専用道 10ha 以上</p>



	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助率：国 1/3、県 1/3、市町村 1/3</li> </ul> 林業専用道開設 <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助率：国 5/10、県 3.3/10、市町村 1.7/10</li> </ul> 林業専用道改良 <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助率：国 3/10、県 4.6/10、市町村 2.4/10</li> </ul>	
	③山村強靱化林道整備事業 森林管理道開設 <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助率：国 5/10、県 2.5/10、市町村 2.5/10</li> </ul> 峰越連絡林道 <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助率：国 5/10、県 2.5/10、市町村 2.5/10</li> </ul> 林道改良（幹線） <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助率：国 5/10、県 2.5/10、市町村 2.5/10</li> </ul> 林道改良（その他） <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助率：国 3/10、県 3/10、市町村 4/10</li> </ul> 林道舗装（幹線） <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助率：国 5/10、県 2.5/10、市町村 2.5/10</li> </ul> 林道舗装（その他） <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助率：国 1/3、県 1/3、市町村 1/3</li> </ul>	利用区域面積 <ul style="list-style-type: none"> <li>・森林管理道 30ha 以上</li> <li>・峰越連絡林道 (幹線 500ha 以上、その他 1 00ha 以上)</li> <li>・林道改良、 林道舗装 30ha 以上</li> </ul>
	④林業専用道整備事業 林業専用道開設 <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助率：国 5/10、県 3.3/10、市町村 1.7/10</li> </ul> 林業専用道改良 <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助率：国 3/10、県 4.6/10、市町村 2.4/10</li> </ul>	利用区域面積 <ul style="list-style-type: none"> <li>・林業専用道 10ha 以上</li> </ul>
	⑤林道施設 P C B 廃棄物処理促進対策事業 P C B の濃度分析調査、P C B の処理等 <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助率：国 5/10、県 2.5/10、市町村 2.5/10</li> </ul>	
農山漁村地域整備事業	○農山漁村地域整備交付金 農山漁村地域のニーズに即して作成された計画に基づき、農林水産省の各公共事業を自由に選択できるとともに、自治体の創意工夫によって、より事業効果を高める事業も実施が可能となる農山	利用区域面積 <ul style="list-style-type: none"> <li>・森林管理道 30ha 以上</li> <li>・森林施業道 10ha 以上</li> </ul>

<p>漁村地域の総合的な整備を推進するもの  ※農山漁村地域整備計画に基づき実施</p> <p>①育成林整備事業  森林管理道開設  ・補助率：国 5/10、県 2.5/10、市町村 2.5/10  森林管理道開設（森林造成林道）  ・補助率：国 5/10、県 2.5/10、市町村 2.5/10  森林施業道開設  ・補助率：国 5/10、県 2.5/10、市町村 2.5/10  峰越連絡林道  ・補助率：国 5/10、県 2.5/10、市町村 2.5/10</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・峰越連絡林道（幹線 500ha 以上、その他 100ha 以上）</li> </ul>
<p>②共生環境整備事業  森林管理道開設  ・補助率：国 5/10、県 2.5/10、市町村 2.5/10  森林管理道開設（森林造成林道）  ・補助率：国 5/10、県 2.5/10、市町村 2.5/10  林道改良（幹線）  ・補助率：国 5/10、県 2.5/10、市町村 2.5/10  林道改良（その他）  ・補助率：国 3/10、県 3/10、市町村 4/10  峰越連絡林道  ・補助率：国 5/10、県 2.5/10、市町村 2.5/10  林道舗装（幹線）  ・補助率：国 5/10、県 2.5/10、市町村 2.5/10  林道舗装（その他）  ・補助率：国 1/3、県 1/3、市町村 1/3</p>	<p>利用区域面積</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・森林管理道 30ha 以上</li> <li>・林道改良、林道舗装（幹線 200ha 以上、その他 30ha 以上）</li> <li>・峰越連絡林道（幹線 500ha 以上、その他 100ha 以上）</li> </ul>
<p>③林道改良事業  森林管理道改良（幹線）  ・補助率：国 5/10、県 2.5/10、市町村 2.5/10  森林管理道改良（その他）  ・補助率：国 3/10、県 3/10、市町村 4/10  林道舗装（幹線）  ・補助率：国 5/10、県 2.5/10、市町村 2.5/10  林道舗装（その他）  ・補助率：国 1/3、県 1/3、市町村 1/3</p>	<p>利用区域面積</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・林道改良、林道舗装（幹線 200ha 以上、その他 30ha 以上）</li> </ul>

	<p>④林道点検診断・保全整備事業</p> <p>点検診断</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個別施設計画の策定又は同計画に基づく点検診断</li> <li>・補助率：国 5/10、県 2.5/10、市町村 2.5/10</li> </ul> <p>保全整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個別施設計画に基づく補修・更新等</li> <li>・補助率：国 5/10、県 2.5/10、市町村 2.5/10</li> </ul>	<p>林道台帳に登載されたトンネル・橋梁等</p>
	<p>⑤フォレスト・コミュニティ総合整備事業</p> <p>林業施設用地整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助率：国 5/10、県 1/10、市町村 4/10</li> </ul> <p>作業ポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助率：国 5/10、県 2/10、市町村 3/10</li> </ul> <p>林道改良（幹線）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助率：国 5/10、県 2.5/10、市町村 2.5/10</li> </ul> <p>林道改良（その他）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助率：国 3/10、県 3/10、市町村 4/10</li> </ul> <p>林道舗装（幹線）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助率：国 5/10、県 2.5/10、市町村 2.5/10</li> </ul> <p>林道舗装（その他）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助率：国 1/3、県 1/3、市町村 1/3</li> </ul>	<p>利用区域面積</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・林道改良、林道舗装（幹線 200ha 以上、その他 30ha 以上）</li> </ul>
<p>県単林道整備事業</p>	<p>○県単林道開設事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助率：県 1/2、市町村 1/2</li> </ul>	<p>利用区域面積</p> <p>10ha 以上</p>
	<p>○県単林道改良事業</p> <p>通行の安全を確保する施設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助率：県 6/10、市町村 4/10</li> </ul> <p>その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助率：県 1/2、市町村 1/2</li> </ul>	
	<p>○県単林道舗装事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助率：県 1/2、市町村 1/2</li> </ul>	

## 5 生活環境の整備



過疎地域における生活環境の整備は、地域住民の生活条件の向上だけでなく、若者の定住やU J I ターンを促進するうえで重要であることから、上水道や污水处理施設、廃棄物処理施設、消防防災体制について計画的かつ効率的な整備を推進します。

特に污水处理施設については、豊かな水を守る利根川水系の「上流社会」としての役割と責任を担う本県過疎地域の特性から、美しく良好な環境の保全に向けて、健全な水循環の維持・回復を図ります。污水处理施設の効率的・効果的な整備を推進するとともに、整備にあたっては過疎地域集落の地域特性に配慮します。

過疎地域の特性を考慮しながら、地域住民の安全の確保や災害時の被害軽減を図るため、ハード・ソフト一体となった防災・減災対策を講じるとともに、消防防災体制の整備に努めます。

また、居住水準の確保や若者の定住を促進するため、市町村の公的賃貸住宅整備や既存公営住宅の活用の支援を行うとともに、森林・水路の保全活動や景観保全活動、経済活動の利便性向上、地域経済循環に向けた環境整備といったソフト事業の充実・強化を通じて生活環境の向上に努めます。

### (1) 自ら講じようとする措置

事業名	事業内容
ぐんま地域防災アドバイザー養成事業	防災士の資格取得に必要な講座を県が開講し、資格取得者には「ぐんま地域防災アドバイザー」として自主防災組織のリーダーを継続的にサポートする人材として活躍してもらいます。
地域災害対応力養成支援事業	地域の地図に危険箇所等を記載するなど、オリジナルの防災マップを作成する災害図上訓練や、地域における避難所運営の疑似体験ができる避難所運営ゲームを実施し、地域防災力の向上を図ります。
県民防災塾	県の防災行政全般や自主防災組織の役割等に関する講義、初期消

	火訓練や普通救命講習等の実習を消防本部と協力して実施し、地域防災のリーダー育成を支援します。
災害対応先進地視察研修会	災害対応先進県としての新潟県（中越地方）を訪問し、実際の災害対応経験者の話を聞くとともに被災現場等の視察を行うことで、居住地域における地域防災リーダーの育成を支援します。
消防団員確保対策	消防団員確保のため、住民に対して消防団活動への理解を深めることに重点を置いた広報活動を展開します。
単独治山事業	<p>安全で安心できる豊かな暮らしの実現を図るため、国の補助事業の対象とならない比較的小規模な崩壊地や荒廃移行地などで県が山地防災対策を実施します。</p> <p>○県単治山事業</p> <p>水源のかん養や山地災害の防止のために行う荒廃山地の復旧整備及び荒廃危険山地の崩壊等の予防工事</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助率：県 9/10、市町村 1/10</li> </ul> <p>○保安林リフレッシュ事業</p> <p>機能低下した保安林の機能を回復させるための森林整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助率：県 9/10、市町村 1/10</li> </ul>
水害対策	<p>令和元年東日本台風で被害が発生した地域などにおける、堤防嵩上げなどの河川改修を推進するとともに、本来の河川やダムの流下・貯水能力を維持・回復させるため、河川やダムに堆積した土砂を除去します。また、危機管理型水位計並びに河川監視カメラの設置などの住民の主体的な避難行動を促す情報拡充や、個人の避難行動計画である「マイ・タイムライン」の作成支援を行います。</p>
土砂災害対策	<p>要配慮者利用施設や避難所等を土砂災害から守るため、土石流やがけ崩れ、地すべりを防止する施設の整備を行います。また、土砂災害による「逃げ遅れゼロ」に向けた避難行動を促進するため、土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設を対象にした避難確保計</p>

	画の策定支援を行います。
災害時にも機能する強靱な道路ネットワークの構築	災害時の迅速な救命・救助や被災地への支援物資輸送、経済活動の継続性を確保するため、防災拠点や物流拠点間を結ぶ道路整備や、緊急輸送道路における落石対策などを推進します。

## (2) 過疎地域市町村に対する行財政上の援助

事業名	事業内容	備考
消防防災施設等整備事業	市町村等の消防防災施設等の整備に対して補助します。  ・補助率：県 1/3 以内	市町村及び一部事務組合
水道等整備事業	○生活基盤施設耐震化等補助金 地方公共団体等が行う生活基盤施設耐震化等交付金対象となる水道施設整備等に対する補助 ○災害に強い水道づくり促進費補助 市町村が行う国庫補助対象以外の簡易水道等施設耐震化等事業に対する県費補助	
汚水処理施設整備費補助事業	○市町村下水道事業費補助 市町村が単独で行う管渠整備費に対して補助  単独管渠整備促進費補助 ・補助率：事業費の 3～5%	公共下水道
	○農業集落排水事業費補助 市町村が事業主体となつて行う農業集落排水施設の建設事業費（改築・更新を除く）に対して補助	農業集落排水

	<p>○浄化槽対策費補助</p> <p>既存単独処理浄化槽等を合併処理浄化槽に転換する者に対し、個人及び補助を行っている市町村に補助</p> <p>①個人設置型</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助率：県 1/3（環境配慮型は 1/4）</li> </ul> <p>②浄化槽エコ補助金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助額：個人に対して転換 1 基 10 万円（宅内配管費補助へ充当可能）</li> </ul>	合併処理浄化槽
	<p>○浄化槽対策費補助（市町村設置型）</p> <p>市町村が特別会計を設けて自ら主体となり、合併処理浄化槽を設置し、既存単独処理浄化槽等の転換をするのに必要な経費に対して補助</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助率：県 1/4（環境配慮型は 1/5）</li> </ul>	合併処理浄化槽
<p>水源かん養治山事業</p>	<p>水源かん養治山事業において設置された施設の機能の回復を図るため、市町村が行う浚渫等の経費に対して補助します。</p> <p>○水源かん養治山事業補助金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助率：県 7/10</li> </ul>	

## 6 子育て環境の確保、高齢者等の保健福祉の向上及び増進



過疎地域における子育て環境の確保については、児童福祉施設の質的充実に努めるほか、良好な子育て環境のソフト面の整備に努めます。

高齢者の保健福祉の向上及び増進は、「群馬県高齢者保健福祉計画」（令和3年3月）に基づき、地域共生社会の実現（地域包括ケアシステムの深化・推進）、自立支援・介護予防・重度化防止の推進、認知症施策の推進、多様な福祉・介護サービス基盤の整備、介護人材確保対策と資質の向上及び業務効率化の推進により、「高齢者の誰もが安心して生き生きと暮らせる地域共生社会づくり」を目指し、地域の実情に応じた支援体制の整備を推進します。

また、障がいのある人が社会の一員として地域の中で自立し、積極的に社会活動に参加して生きがいのある暮らしができるよう、「バリアフリーぐんま障害者プラン8」（令和3年3月）に基づき、就労による自立の促進、障害福祉サービスや保健・医療体制の充実、県民理解の促進といった総合的な施策の充実・強化に努めます。

なお、地域社会においては、福祉分野ごとの既存の公的支援制度のみでは対応が難しい、新たな課題も顕在化してきていることから、市町村における分野を問わない包括的な支援体制の整備を促進します。

過疎地域で生活する子育て世代や高齢者、障害のある人を誰一人取り残さず、一人一人が幸福や居心地の良さを実感出来る地域を目指します。

### （1）自ら講じようとする措置

事業名	事業内容
地域見守り支援事業	地域で支援を必要としている人の情報を速やかに把握するため、宅配事業者等が日頃の業務の中で異常を感じた際に市町村窓口に通報するなどの見守り体制を構築します。
障害者就業・生活支援センター運営	障害者就業・生活支援センターを設置し、就業や日常生活、社会生活に関する相談対応、職業準備訓練を行い、就業を希望する障害者や離職のおそれのある障害者を支援します。



(2) 過疎地域市町村に対する行財政上の援助

事業名	事業内容
子ども・子育て支援交付金	<p>市町村が地域の実情に応じて実施する地域子ども・子育て支援事業に係る事業費の一部を負担します。</p> <p>・補助率：国 1/3、県 1/3、市町村 1/3（※一部の事業を除く）</p>
子どものための教育・保育給付負担	<p>市町村が保育所、認定こども園等に支弁する施設型給付費等の支給に要する費用の一部を負担します。</p> <p>・補助率：国 1/2、県 1/4、市町村 1/4</p>
在宅要援護者総合支援事業	<p>高齢者及び身体・知的障害者に係る在宅福祉に関する事業を実施する市町村に補助します。</p> <p>・補助率：県 1/2、市町村 1/2</p>
高齢者の生きがいと健康づくり支援	<p>単位老人クラブ及び市町村老人クラブ連合会の活動促進と健全な育成を図るため各老人クラブに対して補助します。</p> <p>・補助率：国 1/3、県 1/3、市町村 1/3</p>
地域支援事業交付金	<p>市町村が実施する地域支援事業（介護予防・日常生活総合支援事業、包括的支援事業、任意事業）の実施に係る県費交付金を交付します。</p> <p>○介護予防・日常生活支援総合事業</p> <p>・補助率：県 125/1000、市町村 125/1000</p> <p>○包括的支援事業及び任意事業</p> <p>・補助率：県 192.5/1000、市町村 192.5/1000</p>
介護給付費県費負担金	<p>市町村が行う介護給付及び予防給付に要する費用の一部を負担します。</p> <p>○施設</p> <p>・補助率：県 175/1000、市町村 125/1000</p>

	<p>○居宅</p> <p>・補助率：県 125/1000、市町村 125/1000</p>
介護保険利用者負担対策事業費補助金	<p>社会福祉法人等が経営する介護サービス事業者が低所得者の利用者負担額を軽減した場合に、市町村が行う社会福祉法人等への助成に要する費用の一部を補助します。</p> <p>・補助率：国 1/2、県 1/4、市町村 1/4</p>
低所得者保険料軽減県費負担金	<p>低所得者の第1号介護保険料軽減のために、市町村が行う介護保険特別会計への軽減費用繰入事業に対する費用の一部を負担します。</p> <p>・補助率：県 1/4、市町村 1/4</p>
介護に関する入門的研修支援事業	<p>市町村が実施する介護に関する入門的研修や元気高齢者向けセミナー及び介護事業所とのマッチングに要する費用を補助します。</p> <p>・補助率：県 10/10</p>
介護職員初任者研修支援事業	<p>市町村が実施する介護職員初任者研修受講者に対する受講料補助又は民間事業者による研修未開催の市町村が自ら同研修を開催（委託可）するために要する費用の一部を補助します。</p> <p>・補助率：県 1/2、市町村 1/2</p>
重層的支援体制整備事業交付金	<p>地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、対象者の属性（高齢者・障害者・子ども）を問わない相談支援、多様な参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に行う「重層的支援体制整備事業」を実施する市町村に対して、経費を一括交付します。</p> <p>①包括的相談支援事業 各法に基づく負担率・補助率  ②地域づくり事業 各法に基づく負担率・補助率  ③多機関協働事業等 国 3/4、市町村 1/4</p>
重層的支援体制整備事業への移行準備事業補助金	<p>重層的支援体制整備事業の実施を目指す市町村に対し、移行準備に必要な経費を補助する。</p> <p>・国 3/4、市町村 1/4</p>

## 7 医療の確保



過疎地域では、高齢者比率が高く公共交通機関も少ないため、地域住民の移動手段が限られており、より身近な生活圏内で必要な初期医療が安定的に受けられる体制の整備が求められています。そこで、県では、過疎地域における医療確保のため、「群馬県保健医療計画」に基づき、医療提供体制の構築を進めます。

### (1) 自ら講じようとする措置

#### ア 無医地区対策

事業名	事業内容
病院・診療所の整備	<p>へき地診療所等における診療機能の向上を図るため、診療機器の整備や施設の充実に努めます。</p> <p>また、へき地医療拠点病院による巡回診療の実施に補助し、無医地区等における住民の医療の確保に努めます。</p> <p>○へき地診療所施設・設備整備費補助事業 ○へき地医療拠点病院運営費補助</p>
患者搬送体制の整備	<p>へき地の患者を対応可能な医療機関まで搬送するため、患者搬送車やドクターヘリ・防災ヘリを活用した患者搬送体制を整備し、住民の医療確保に努めます。</p>
保健指導等の活動	<p>保健活動等が充分行えるよう、保健師の確保を必要とする町村（特定町村）の申し出に基づき、群馬県ホームページ等を用いて、保健師募集情報を広く提供し、人材確保を支援します。</p> <p>最新の情報等を基にした保健活動が実施できるよう、保健師に対し必要な研修を体系的に行います。</p>

	<p>○地域保健関係職員等研修事業（地域保健福祉企画研修）</p> <p>○看護職員研修（保健師研修）</p>
そ の 他	<p>へき地医療支援機構を活用して、広域的なへき地医療支援事業の企画調整を行い、へき地医療対策の各種事業の円滑かつ効率的な実施に努めます。</p> <p>○へき地医療支援機構担当医師経費補助事業</p>

#### イ 特定診療科に係る医療確保対策

事業名	事業内容
医師確保修学研修資金貸与事業	小児科や産婦人科など、県内で特に充実する必要がある診療科目に従事しようとする研修医に修学研修資金を貸与し、一定期間県内の公立病院等へ勤務することを返還免除条件とすることで、県内病院における医師の確保を図ります。

#### ウ その他

事業名	事業内容
地域医療におけるDX推進	地域医療を確保する施策の一つとして、オンライン診療の普及を図るとともに、高齢化や人口減少など地域の実情を考慮した遠隔医療の活用を検討します。

(2) 過疎地域市町村に対する行財政上の援助

事業名	事業内容
へき地診療所 運営費補助事業	へき地診療所の運営事業に補助します。  ・補助率：国 2/3、県 1/3
へき地学校巡回 検診事業費補助 事業	耳鼻咽喉科または眼科の学校医が配置されていないへき地学校 (小学校・中学校) の巡回検診事業に補助します。  ・補助率：県 1/2

## 8 教育の振興



教育の振興においては、教職員の養成・確保をはじめ、過疎地域の教育条件の充実に努めるとともに、少子化や情報化、国際化が進展する中、一人一人が豊かな心を培い、たくましく生きる力を身に付けられるよう、地域の特色を生かしつつ、学校と地域がパートナーとして連携・協働しながら社会の変化に対応した教育を推進します。

また、地域間交流の観点からも体験学習のフィールドとして適する農山村を、都市部の子どもたちの体験学習の受入れの場として整備・活用することに努めます。

集会施設や図書館、スポーツ施設といった社会教育施設等については、その整備に努めるとともに、生涯学習・社会教育のソフト面の充実やその学習情報の効果的な伝達に努めます。

### (1) 自ら講じようとする措置

事業名	事業内容
公立小・中学校の統合整備等教育施設の整備	<p>過疎地域の公立小中学校では、人口の流出により児童生徒数が減少していることから、教育効果の維持向上を図るため、地域の実情に合わせた統廃合等の計画的な施設整備が進められています。</p> <p>このことを踏まえて、当該地域の公立小中学校の施設設備の整備にあつて、設置者は、通学条件が児童生徒に与える影響や、学校が単なる教育施設にとどまらず地域住民にとって最も身近な地域拠点施設としての役割を果たしていることの実態を十分考慮しつつ、地域住民の理解と協力を得ながら行うよう努めることとし、県は、施設整備に係る国の財政支援制度の活用について適切な指導・助言を行います。</p> <p>また、県立高校については、各校が、地域で担ってきた役割を踏まえ、ICTを活用するなどして、高校教育の質の維持・向上を図りながら、より一層の特色化を推進するとともに、再編整備に当たっては、教育の機会均等の観点に十分配慮しながら、地域や学校関係者等との意見交換の場を設定するなどして、地元の理解を得ながら検討を進めます。</p>

## 9 集落の整備



集落の整備においては、集落の地域特性を踏まえた効率的かつ適正な生活基盤整備を進めるとともに、複数集落をネットワークで結ぶ集落ネットワーク圏の形成や、住民が主体となって地域課題の解決や地域活性化に取り組む地域運営組織の構築に併せて取り組みます。また、地域ビジネスやモノ・コトの自給などを促進することで、「地域の稼ぐ力」を高め経済的基盤を確立し、外部に過度に依存しない強い集落を目指します。

そして、こうした取組を推進するため、集落支援員等の集落対策人材の活用や、集落に対する助言やコンサル的役割を担う中間支援機能を強化していきます。また、地域住民のみならず、企業、NPO、教育機関、地域団体、関係人口など多様な主体が連携し、官民共創で持続可能な集落の構築に取り組みます。

さらに、集落の担い手となるようなUJIターン者を受入れるための環境整備を進めるとともに、地域おこし協力隊といった外部人材を積極的に活用することで、集落の維持・活性化に努めます。

### (1) 自ら講じようとする措置

事業名	事業内容
過疎地域いきいき集落づくり支援事業	過疎地域内の集落住民・地域団体等が主体的に取り組む、集落の維持・活性化に資する事業について、詳細な補助メニューを限定せず、総合的に支援します。  ・補助率：全部過疎地域 3/4 以内、一部過疎地域 1/2 以内 (補助上限：800 千円)

(2) 過疎地域市町村に対する行財政上の援助

事業名	事業内容
集落支援員	人口減少や高齢化等の進行が著しく地域の伝統行事などの共同作業が困難になっている集落において、住民の生活環境の改善や集落の活性化を支援する集落支援員の導入促進や設置に向けた情報提供を行います。
地域運営組織の形成支援	地域住民が主体となって地域課題の解決や地域活性化に取り組む地域運営組織の形成を促進するため、各種支援制度の活用支援や事例の横展開に取り組みます。
過疎地域持続的発展支援交付金の活用支援	<p>過疎地域の持続的発展に向けた取組を支援するため、以下の交付金事業の積極的な活用を促します。また、事業化に向けた企画立案への助言や優良事例等の情報提供、申請の伴走支援などを行います。</p> <p>①過疎地域持続的発展支援事業</p> <p>過疎地域の持続的発展に必要な人材育成事業、ICT等技術活用事業を支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象事業：人材育成事業、ICT等技術活用事業</li> <li>・交付対象経費上限額：2,000万円</li> <li>・交付率：10/10</li> </ul> <p>②過疎地域集落再編整備事業</p> <p>ポストコロナ社会を見据え、都市部から過疎地域への移住を推進するとともに、過疎地域における定住を促進するため、定住促進団地の整備や空き家を活用した住宅整備等を支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象事業：定住促進団地整備事業、定住促進空き家活用事業、集落等移転事業、季節居住団地整備事業</li> <li>・交付率：1/2以内</li> </ul> <p>③過疎地域遊休施設再整備事業</p> <p>過疎地域内の遊休施設を有効活用し、地域間交流促進や地域</p>



	<p>振興に資する施設へ再整備する取組を支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 交付対象経費上限額：6,000 万円</li> <li>・ 交付率：1/3 以内</li> </ul>
<p>「小さな拠点」 ・ 「集落ネットワーク圏」形成支援</p>	<p>過疎地域において、商店、診療所などの日常生活に不可欠な施設・機能を集約・確保した「小さな拠点」の形成や基幹集落を中心に周辺の複数集落をネットワーク化する「集落ネットワーク圏」の形成を図るため、以下の交付金事業の積極的な活用を促します。</p> <p>また、事業化に向けた企画立案への助言や優良事例等の情報提供、申請の伴走支援などを行います。</p> <p>① 「小さな拠点」を核とした「ふるさと集落生活圏」形成推進事業</p> <p>基幹集落に複数の生活サービスや地域活動の場を集め、周辺集落とネットワークで結ぶモデル的な「小さな拠点」の形成を推進するため、遊休施設を活用した既存施設の再編・集約に係る改修に所要の補助を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 補助対象 <ul style="list-style-type: none"> <li>廃校舎等の遊休施設を活用した既存公共施設の再編・集約に係る改修費に対して補助。</li> <li>このほか、生活圏の維持・再生に必要な機能を施設の再編・集約と併せて導入することや、再編・集約に伴う廃止施設の除却等についても補助。</li> </ul> </li> <li>・ 補助率：市町村 1/2 以内、NPO 法人等 1/3 以内</li> </ul> <p>② 過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業</p> <p>集落ネットワーク圏（小さな拠点）において、生活支援やなりわいの創出等の地域課題の解決に資する取組を幅広く支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対象事業：集落機能の維持・活性化プランに基づく取組</li> <li>・ 交付対象経費上限額：1,500 万円</li> </ul> <p>※下記事業については、限度額を上乗せ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 専門人材を活用する事業（+500 万円）</li> <li>② ICT 等技術を活用する事業（+1,000 万円）</li> </ul> <p>上記（①+②）併用事業（+1,500 万円）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 交付率：10/10</li> </ul>

## 10 地域文化の振興・活用等



過疎地域に数多く残されている地域の生活に根ざした歴史や伝統文化、文化財を保存・継承するとともに、地域資源を生かした新たな地域文化やアートを創造することにより、文化・芸術を通じて人々が支え合う個性豊かな地域づくりを推進します。

また、スポーツツーリズムの推進や、過疎地域特有の農村風景や町並み、古民家等の新しいニーズに応じた地域資源の提供を行うことで、過疎地域と都市部との交流を促進するとともに、シビックプライドの醸成や地域の個性豊かな景観の保存にも努めます。

### (1) 自ら講じようとする措置

事業名	事業内容
「群馬のふるさと伝統文化」支援事業	<p>地域の伝統文化や祭り・行事の継承活動に対して補助します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象：民間団体の活動のみ（市町村の事業は対象外）</li> <li>・補助率：2/3 以内（補助上限：200 千円）</li> </ul>
「群馬の文化」支援事業	<p>地域の特色ある文化資源を活用し、文化力の向上、次世代の育成、地域振興につながる活動に対して補助します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象：NPO法人、文化団体等（市町村の事業は対象外）</li> <li>・補助率：1/2 以内（補助上限：200 千円、500 千円、1,000 千円）</li> </ul>

(2) 過疎地域市町村に対する行財政上の援助

事業名	事業内容	備考
ぐんま絹遺産保存活用等推進事業補助金	<p>「ぐんま絹遺産」の保存、活用及びそのネットワーク化の推進等に直接資する事業について補助します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象：「ぐんま絹遺産」所在市町村</li> <li>・補助率：県 1/2（上限 100 万円）</li> </ul>	<p>県民団体に対しても原則 1/2 補助</p>
群馬県文化財保存事業費補助金	<p>国・県指定等文化財の保存と活用に関する事業に対して補助します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象：指定等文化財の所有者等または所在する市町村</li> <li>・補助率： <ul style="list-style-type: none"> <li>県指定等文化財 法人・個人 7/10 以内</li> <li>市町村 1/2 以内</li> <li>(財政力指数 0.75 以上の市町村は 1/3 以内)</li> </ul> </li> </ul> <p>国指定等文化財補助対象経費から国庫補助金を差し引いた額に対して 1/2 以内</p>	

## 1 1 再生可能エネルギーの利用推進



本県の豊富な再生可能エネルギー資源をフル活用し、再生可能エネルギーの導入を推進することで、温暖化対策に貢献するだけでなく、エネルギーの地産地消・自立分散化により、地域内で資金循環するとともに、災害時にも熱や電力の確保が可能な、県民の安全・安心を支える社会基盤の構築を進めます。

### (1) 自ら講じようとする措置

事業名	事業内容
ぐんま再生可能エネルギープロジェクト	<p>地域における自立分散型電源の構築、普及推進とともに水素の利用促進を図り、脱炭素社会の実現と安全安心な地域づくりを積極的に推進します。</p> <p>①地域における自立分散型電源普及推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅用太陽光発電設備等導入資金（制度融資・金利1%）</li> <li>・住宅用太陽光発電「初期費用0円事業」・「共同購入事業」</li> <li>・地域マイクログリッド構築・普及推進</li> </ul> <p>②革新的環境イノベーションコンソーシアム</p> <p>再生可能エネルギーや水素の活用を含む新技術の導入促進と地域の課題解決を同時に実現する異業種交流の場を設け、新たなビジネスモデルを構築します。</p>

(2) 過疎地域市町村に対する行財政上の援助

事業名	事業内容
地域再エネ導入を計画的・段階的に進める戦略策定支援事業	<p>地方公共団体による地域再エネ導入の目標設定や、合意形成に関する戦略策定の支援、官民連携で行う地域再エネ事業の実施・運営体制構築に係る費用の一部を支援します。</p> <p>・補助率：国 定額・3/4</p>
公共施設の設備制御による地域内再エネ活用モデル構築事業	<p>災害等有事の際にも強い地域の総合的なエネルギーマネジメントの構築に資する再エネ設備等の導入に要する経費を補助します。</p> <p>・補助率：国 2/3</p>
水力発電の既存設備の増出力又は増電力量の可能性調査及び更新等事業(既存設備有効活用支援事業)	<p>既存水力発電所の設備更新・改造又は余力による増出力又は増電力量の可能性を調査する事業を行う者を支援します。</p> <p>・補助率：国 2/3 以内</p>
再生可能エネルギー等を活用した地域マイクログリッド構築支援事業	<p>地域マイクログリッドの構築に必要な費用の一部を支援します。</p> <p>・補助率：国 2/3 (上限6億円)</p>

## 1 2 その他地域の持続的発展に関し必要な事項



地域コミュニティ、ボランティアやNPO、企業、大学や高校などの多様な主体が、官民共創で地域づくりに取り組むことが注目されています。

市町村が過疎対策の中心的役割を担うこととなりますが、国、県を含めた行政の取組だけではなく、上述の多様な主体と行政とが連携して地域の課題を共有し、一体となって取り組むことが重要です。

過疎対策の実施にあたっては、過疎地域の持続的発展の実現を目指し、多様な主体と行政との連携を強化し、官民共創による地域づくりを推進します。

### (1) 自ら講じようとする措置

事業名	事業内容
地域振興調整費	<p>○地域振興事業</p> <p>振興局が、地域の課題に迅速かつ柔軟に対応し、地域の振興及び活性化を主体的に推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業主体 市町村又は団体等であり、知事が適当と認めた者</li> <li>・補助対象経費 補助事業の実施に要する経費で知事が必要と認めるもの ただし、人件費その他の経常的経費及び備品費は対象外</li> <li>・補助率 補助率 1/2 以内（原則）</li> <li>・補助上限 補助対象事業の内容、性格等を勘案し、予算の範囲内で知事が定める額</li> <li>・補助期間 補助金及び負担金の支出に関しては、同一事業主体による同一事業に対する支援期間は原則 1 年</li> </ul>

	<p>○住民センター等整備事業</p> <p>住民自治活動が活発に行われている地域の活動拠点となる住民センターの新設、全面改修、改修事業を支援します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業主体 住民自治組織</li> <li>※新築、全面改築、床面積の変更を伴う改修については、法人格を有する認可地縁団体</li> <li>・補助対象経費 補助事業の実施に要する経費で知事が必要と認めるもの</li> <li>・補助率 補助率 1/2 以内</li> <li>・補助上限 新設又は全面改築：300 万円又は市町村補助額のうち少ない方の額 改修：150 万円又は市町村補助額のうち少ない方の額</li> </ul>
群馬県やま・さと応縁隊活動調査	<p>中山間地域の活性化を図ることを目的として、若々しい視点や行動力、高い教養や専門性を持つ県内の大学等から企画提案を募集し、優れた提案をした大学等に「やま・さと応縁隊」として業務委託し、群馬県やま・さと応縁隊活動調査を実施します。</p>
官民共創スペース「NETSUGEN」の活用	<p>県庁 32 階の官民共創スペース「NETSUGEN」をハブとする県および市町村担当者、民間企業等のネットワークにより、官民共創による地域課題の解決に向けた取組を展開します。</p>

(2) 過疎地域市町村に対する行財政上の援助

事業名	事業内容
地域活性化起業人制度の活用支援	民間企業の持つ専門知識やノウハウ、人脈等を幅広く地域活性化に活用するため、地域活性化起業人制度活用に向けた情報提供や事例の横展開等の支援を行います。
地域プロジェクトマネージャー制度	外部専門人材や地域、行政、民間などが連携して取り組む重要プロジェクトを実施するため、関係者間の橋渡しをしつつプロジェクトをマネジメントする地域プロジェクトマネージャーの導入に向けた情報提供等の支援を行います。
外部専門家（地域力創造アドバイザー）制度	地域独自の魅力や価値の向上に取り組み地域力を高めるため、知見やノウハウを有する者を招へいする外部専門家（地域力創造アドバイザー）制度の活用に向けた情報提供等の支援を行います。



### 1 3 過疎市町村相互間の連絡調整、人的及び技術的援助その他 必要な援助

過疎地域における地域課題や行政需要は複雑化・多様化しており、人的資源・技術的ノウハウが限られた過疎市町村で持続的に対応していくことは困難になりつつあります。

過疎市町村相互間の連絡調整を図り、広域連携を促進して課題に対処するとともに、県から過疎市町村に対する人的・技術的援助を充実させていきます。

#### (1) 自ら講じようとする措置

事業名	事業内容
地域支援員による市町村支援	<p>地域創生課員が振興局に駐在して、振興局や県庁各部局と連携しながら、地域発の取り組みに対し、地域に寄り添ったサポートを行います。</p> <p>(市町村への支援例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○市町村のグランドデザイン、独自の施策等へのアドバイス（国の支援活用、先進・優良事例の提供等）</li> <li>○地方創生関係交付金（市町村分）の計画、申請の伴走支援</li> <li>○県の重点施策の情報共有の支援</li> <li>○市町村での民間活用の支援</li> <li>○地域振興施策の企画立案の支援、地域課題解決のための県内外好取組事例の横展開の支援等</li> </ul>
過疎・山村振興担当者会議	<p>担当者会議を定期的を開催し、過疎・山村振興担当職員間での情報共有や活発な意見交換の場を設けることで、お互いに顔の見える関係性を築き、共通認識の醸成や事例の横展開を図ります。</p> <p>また、全国で先進的な地域活動に取り組んでいる講師を呼び講演会を開催することで、過疎市町村担当者が先進事例や地域活性化の知見を学ぶ機会を提供します。</p>
パートナーシップ委員会	<p>県と市町村に共通する行政課題について、市町村からの課題提起を受けて、ワーキング・グループや会議を開催し、県と市町村が連携して行政課題の解決に向けた検討を行います。</p>

(2) 過疎地域市町村に対する行財政上の援助

事業名	事業内容
定住自立圏構想に向けた取組	定住自立圏形成に向けては、各市町村や地域の判断、取組みを尊重し、丁寧な情報提供を行うとともに助言・伴走支援を行うなど、地域の自主的な取組みを支援します。